

# 就労B型事業所の 更なる工賃向上

補助対象を拡充・  
見直しました！

を応援します！

## 令和8年度 新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金

鳥取県では、B型事業所利用者の工賃水準の向上を図ることを目的として、以下の取組に係る経費に対して支援を行います。

### ①利用者の負担軽減のための環境整備事業

利用者の負担軽減のための物品の購入及び設備の整備に要する経費

例：熱中対策のため空調服、日よけテントの購入、作業室の空調整備、利用者の休憩室の整備

### ②工賃向上に係る生産性向上事業

利用者の作業工程の効率化のための専門家の招へい、治具開発及びその導入、その他工賃向上に係る生産性向上に資する物品の購入及び設備の整備に要する経費

例：生産性向上のための老朽化した生産設備の更新、電子テープカッターなど治具の導入

### ③文化活動等による利用者の就労意欲の向上事業(拡充)

スポーツ、芸術活動などの文化活動に要する経費、事業所全体の満足度向上に資する取組、事業所間の交流活動・研修活動に要する経費(拡充)

例：スポーツ用具購入、季節ごとのイベント(遠足、クリスマス会など)

### ④支援員の支援能力向上事業

支援能力を向のため研修等への参加経費、先進地視察に要する経費及び支援員の支援能力を向上させるための研修等に要する経費、事業所間の交流に要する経費

例：農福連携の先進地視察に係る旅費、職員の資格取得に係る研修受講費

### ⑤商品販売促進事業(新規)

広告費やイベント出店等の事業所商品の販売促進に要する経費

例：チラシの作成、イベント出店費用、HP、SNSの整備

過去に本補助金を利用した場合でも、以前と異なる事業区分であれば2回目の利用が可能となりました。

【補助対象者】 県内に就労継続支援B型事業所を有する事業者

【募集期間】 令和8年4月1日～令和9年2月28日

【補助率】 2分の1(補助上限額20万円)

拡充

※鳥取県障がい者就労事業振興センターが行う専門家派遣事業を活用した場合  
3分の2(補助上限額30万円)

【応募・問合せ先】 鳥取県福祉保健部障がい福祉課就労支援担当

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7889

ファクシミリ 0857-26-8136

電子メール shougaiukushi@pref.tottori.lg.jp

専門家派遣事業は以下HPを御参照ください。

